

# 企画競争説明書

業務名称： エチオピア国農業及び森林・自然資源管理を通じた  
気候変動レジリエンス強化プロジェクト（気候変動  
レジリエンス活動コンポーネント）

調達管理番号： 20a00523

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」  
とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年11月4日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年11月4日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：エチオピア国農業及び森林・自然資源管理を通じた気候変動レジリエンス強化プロジェクト（気候変動レジリエンス活動コンポーネント）
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
  - (●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2021年2月 ～ 2026年4月

以下の2期の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください

い。

第1期：2021年 2月 ～ 2023年 8月

第2期：2023年 8月 ～ 2026年 4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### 4 窓口

##### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 河原 太郎 Kawahara.Taro@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

##### 【事業実施担当部】

地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第2チーム

#### 5 競争参加資格

##### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

##### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「エチオピア国 オロミア州リフトバレー地域におけるファーマー・フィールド・スクール (FFS) を通じた持続的自然資源管理プロジェクト フェーズ2 詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：19a00964010100）の受注者（株式会社 JIN）及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年11月13日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として

お断りしています。

- (3) 回答方法：2020年11月19日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年12月4日 12時

- (2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）  
提案する機材

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- a) 本邦研修費 750 千円
- b) 機材費 4,540 千円

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨 1 = 2.885120 円
- b) US\$ 1 = 105.613000 円
- c) EUR1 = 123.632000 円

5) その他留意事項

- a) 航空運賃については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定にかかわらず、安全対策上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積ってください。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／自然資源管理による気候変動対策（2号）
- b) 持続的森林管理（3号）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 31.32 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

**最低見積価格との差 (%) に応じた価格点**

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

**(3) 契約交渉権者の決定方法**

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

**9 評価結果の通知と公表**

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2020年12月28日(月)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp(※アドレス

変更) ) 宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。 7 営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は 30 分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近 3 か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：自然資源管理、気候変動対策、住民参加型開発に関する各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航ができなかった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／自然資源管理による気候変動対策(2号)

➤ 持続的森林管理(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／自然資源管理による気候変動対策)】

a) 類似業務経験の分野：自然資源管理、気候変動対策、住民参加型開発に関する各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：エチオピア並びにその他アフリカ地域及び全途上国
  - c) 語学能力：英語
  - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 持続的森林管理】
- a) 類似業務経験の分野：持続的森林管理、参加型開発、気候変動対策に関する各種業務
  - b) 対象国又は同類似地域：エチオピア並びにその他アフリカ地域及び全途上国
  - c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただ

し、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10.00)</b>	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40.00)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50.00)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(50.00)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／自然資源管理による気候変動対策</u>	<b>(34.00)</b>	<b>(34.00)</b>
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力：	—	<b>(11.00)</b>
ア) 類似業務の経験	—	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(7.00)</b>	<b>(12.00)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
イ) 業務管理体制	—	5.00
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>持続的森林管理</u></b>	<b>(16.00)</b>	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

別添

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 12月10日（木） 10：30～12：30  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 203 会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

## 第3 業務の目的・内容に関する事項

本特記仕様書に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

### 1. プロジェクトの背景

#### 1-1. 当該国における自然環境セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

エチオピア連邦民主共和国（以下、「エチオピア国」）は、農業セクターがGDPの約4割を占める農業立国であり、国民の8割以上が農村に居住し、その大部分が自然資源に頼って生活している。国土面積の2割弱を占める半乾燥地域では、人口増加に伴う薪炭材の過剰採取や農地開拓のための森林伐採、さらに土壌や生態系への配慮が不十分な農業、過放牧などにより土壌浸食が進行している。このような状況から、エチオピアは、特に気候変動に脆弱とされている。

これに対して、エチオピア政府は、2011年に「気候変動レジリエンス グリーン経済戦略」（以下、「CRGE」）を策定し、2030年までの気候変動レジリエンス、カーボンニュートラル、2025年までの中所得国入りを目指し、また、対策なしの状態（BAU）に比して64%の二酸化炭素削減（うち50%の削減は森林由来の想定）を目指している。

CRGEは国家開発計画である「成長と変革計画 II（GTP II）」（2015-2020）及び気候変動対策に関する「自国が決定する貢献（NDC）」との一貫性を維持し、また、NDCは温室効果ガスの排出削減に大きく貢献するとして特に農業セクターに着目し、農業の生産性向上やアグロフォレストリー等を通じた経済機会の多様化、持続的な植林等に言及している。また、CRGEの下に「国家気候変動適応計画（NAP）」（2019年）や「気候変動レジリエンス戦略 - 農業と森林」（2017年）を策定し、気候変動に脆弱な農業、森林、水等を含むセクターの開発戦略等における気候変動適応の主流化や関係機関の持続的な能力開発等に取り組むとしている。なお、エチオピア政府は、気候変動適応策は緩和策と相互補完的なものであるとして厳密に分けず、「気候変動レジリエンス」の強化を目的とし、NAPの他、REDD+を含む様々な政策や資金を戦略的に組み合わせ、CRGEの実施を進めており、これらの戦略・計画に対し発注者を含む複数の国際機関・二国間ドナーやNGOが、気候変動対策や持続的森林管理、土壌浸食対策や農業生産性向上を含む農業・農村開発のための支援を行っている。

オロミア州は人口が2,950万人、面積は35.3万km<sup>2</sup>とともにエチオピア最大の州であり、半乾燥地域は州面積の20%、同国半乾燥地域の34%を占めており、NAPでは、洪水、干ばつ、紛争といった脆弱性リスクを抱え、作物被害、土壌劣化、生産性低下、森林減少といった脅威に対し、ランドスケープ及び流域のセーフガードを通じた持続的自然資源管理の強化が優先事項とされている。

発注者はこれまでエチオピア政府に対し、2000年代から特にオロミア州において自然資源管理や農業分野での協力を行ってきた。これには、ベレテ・ゲラ地域の森林コーヒー生産を通じた持続的森林管理モデル構築や天候インデックス型農業保険制度構築などが含まれ、2013～2018年には、「オロミア州リフトバレー地域におけるファーマー・フィールド・スクール（FFS）を通じた持続的自然資源管理プロジェクト」（以下、「FFSプロジェクト」）を支援した。

エチオピア政府は、農民研修センターでの座学を中心とした研修と普及員による個別訪問といった既存の普及手法による農業生産性向上や農家の生計向上を進めているが、研修修了率の低さや普及員のリソースの制約による普及の遅れといった課題を

抱えているため、オロミア州は、「FFSプロジェクト」において、土壌保全を図りつつ農業生産性を向上させる持続的な自然資源管理に資するFFS型の参加型普及システムの制度化に取り組み、その実践ガイドラインを策定した。この成果により、FFSは、2017年に改定された国家普及戦略において、農民グループをベースとした普及手法として、新たに位置付けられている。

オロミア州は当該FFS型普及手法の成果とそのポテンシャルを高く評価し、その後、州全体への展開を計画したもののFFS型普及の質の維持と人材・リソース不足による展開の遅れが課題となっていたことから、アグロフォレストリーと自然資源開発を目的とした、FFS型普及アプローチを強化するための関連人材育成及びモニタリング・評価手法の制度化を目指すフェーズ2案件を要請した。

同要請を踏まえ発注者は、2020年2月に詳細計画策定調査を実施した結果、オロミア州におけるFFSによる自然資源管理に加え、持続的森林管理を含むこれまでの関連分野での協力アセットを活用し、さらに、政策と実施の関連性を強化することにより、農業及び森林・自然資源管理を通じた気候変動レジリエンス強化のための取組みを目指すことをエチオピア国側と合意した。

## 1-2. エチオピア国の自然環境保全セクターに対する我が国及び発注者の協力方針等と本事業の位置づけ

我が国の「対エチオピア連邦民主共和国・国別開発協力方針・事業展開計画」

(2017年4月)では、質の高い経済成長促進支援を基本方針(大目標)として、農業・農村開発を重点分野のひとつに掲げており、農業生産量・生産性向上等の取組みを支援することとしている。また、留意事項として、干ばつ・洪水等の自然災害に対する適応策支援に係る案件形成の実施、「森林減少・劣化抑制による排出削減」(以下、「REDD+」)等の枠組みを活用したエチオピア国の気候変動問題解決への貢献、案件形成に際して女性の能力向上や活躍を支援するための要素を検討することとしている。

2019年8月に開催されたアフリカ開発会議(TICAD 7)で採択された横浜宣言では、「持続可能で強靱な社会の深化」を3つの柱の一つに掲げ、気候変動緩和・適応に向けて国際社会がますます努力を続けていくことに焦点を当てている。

## 1-3. 当該セクター／地域における他の援助機関の対応

ノルウェー政府がノルウェー国際気候・森林イニシアティブ(NICFI)を通じ、約100百万ドルのREDD+支援を行っている。エチオピアへのREDD+支援の特徴は、森林減少抑制のみならず、荒廃地復旧や植林も主要手段とされていることであり、本支援は、乾燥地におけるREDD+モデルとなり得るとされている。また、UNDPやUSAID等が気候変動適応に関するプログラムの実施を支援している。さらに、ノルウェーや世銀等の資金により、持続的土地管理に関する大規模なプログラムが実施されている。

## 2. プロジェクトの概要

### 2-1. プロジェクト名

(和文) 農業及び森林・自然資源管理を通じた気候変動レジリエンス強化プロジェクト(略称: 気候変動レジリエンスプロジェクト)

(英文) Project for Strengthening Climate Resilience through Climate-Smart Agriculture, Forestry, and Natural Resource Management in Ethiopia (“The Climate Resilience Project”)

## 2-2. 上位目標（案件終了後3年後の達成目標）

エチオピア国において、気候変動適応型農業及び森林・自然資源管理を通じ、気候変動レジリエンスが促進される。

## 2-3. プロジェクト目標

気候変動適応型農業及び森林・自然資源管理を通じた気候変動レジリエンス強化のための連邦政府及びオロミア州政府の能力が強化される。

## 2-4. 期待される成果

- (1) 成果 1 気候変動レジリエンスのための計画プロセスを強化するため、オロミア州において、気候変動適応計画ゾーン（APZ）に応じた郡レベルの行動計画がパイロット郡で策定される。また、その成果に基づき、各ゾーンで活用可能な行動計画のフォーマット（模範事例）が策定される。
- (2) 成果 2 気候変動レジリエンス強化に資する気候変動適応型農業及び自然資源管理促進のため、ファーマー・フィールド・スクール（FFS）型普及を強化するための管理（評価・モニタリング等）及び人材育成（研修等）システムがオロミア州で構築される。
- (3) 成果 3 気候変動レジリエンス強化に資する持続的森林管理促進のため、「認証型森林コーヒープログラム（FCGP）による参加型森林管理（PFM）モデル」がオロミア州森林コーヒー地域を対象に構築される。
- (4) 成果 4 成果1～3を通じたオロミア州における気候変動レジリエンス強化の教訓が、中央レベルの計画プロセスに活用される。

なお、活動の概要は、配布資料の合意文書（R/D）に添付のプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）及び事業計画（PO）を参照のこと。

## 2-5. 活動対象地域

オロミア州（成果1～3）及びエチオピア全土（成果4）

## 2-6. 相手国関係者

- (1) カウンターパート（以下、「C/P」）機関
  - 農業省 環境・気候変動調整局（全体のとりまとめと成果 4）
  - オロミア州環境・森林・気候変動局（OEFCCA）（成果 1 のとりまとめと成果 3）
  - オロミア州農業自然資源局（OBANR）（成果 1 と成果 2）
- (2) 協力機関
  - 連邦環境・森林・気候変動庁（EFCCC）（気候変動政策の観点からの調整）
  - オロミア森林・野生動物公社（OFWE）（州有林のコンセッション管理の権限を持つことから森林コーヒーに関する活動に関係）
  - 財務省（JICA 協力の窓口機関）

### (3) 受益者

(直接受益者) 連邦レベル及びオロミア州の関係政府機関(連邦農業省(MoA)、連邦環境・森林・気候変動庁(EFCCC)、オロミア州農業自然資源局(OBANR)、オロミア州環境・森林・気候変動局(OEFCGA))、オロミア州のパイロット郡農業事務所職員及び普及員等、及び活動に関係するオロミア州の住民

### 3. 業務の目的

本案件は、オロミア州における気候変動レジリエンス強化のための行動計画の策定及び農業・自然資源管理の実施促進のための実施体制整備並びに、その成果を踏まえた連邦(中央)政府の政策策定・実施促進により、連邦・オロミア州政府の気候変動レジリエンス強化のための能力向上を図り、もってエチオピア国における気候変動レジリエンスの促進に寄与するものである。本仕様書が定める業務(以下、「業務」)は、2-4. に示す本案件の4つの成果のうち、成果2及び成果3に関する活動である。なお、成果1及び成果4と案件全体の取りまとめは、2名の長期専門家が担当する予定であり、受注者は、長期専門家と協力し、本案件が目指すプロジェクト目標の達成に資する活動を行う。

### 4. 業務の範囲

本業務は「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、「6. 業務の内容」に記載する業務を実施する。

### 5. 業務の実施方針及び留意事項

#### 5-1. プロジェクト全体の戦略

- (1) 現場のトランスフォーメーションを実現するセクター横断型アプローチ: 干ばつ・水害・気候変動の脅威への脆弱性をかかえる現場での状況を土地利用・ランドスケープ的に俯瞰し、農業・森林・自然資源・土地・水・金融・開発資金といった複数セクターを包括する視点で事業を行い、持続可能な社会開発の実現に寄与する。エチオピア国側でも、農業・自然資源管理(土地管理や流域管理)と森林及び気候変動は、所掌がそれぞれ農業省と環境・森林・気候変動庁と異なり、州政府も同様である。さらに、案件は、中央レベルとオロミア州での地方レベル両方を含むため、JCCなどの枠組みを通じ、関係機関間の調整と連携を促進していく。
- (2) エチオピア政府の開発・気候変動政策との一貫性保持: 本プロジェクトは、エチオピア国の気候変動関連の中心政策である CRGE 戦略及びその下位政策文書に沿ってデザインしている。エチオピア国は現在、CRGE 政策を現場(特に郡レベル)で実施しているところであるが、本案件はこれを後押しする形とし、さらにその成果を中央にフィードバックすることで、エチオピア国全体の政策強化に資することを目指す。
- (3) 他ドナー等との連携によるスケールアップと出口戦略: これまで発注者が支援してきた案件においても、エチオピア政府のコミットは高いが、特に資金的な持続性が課題となることが多かった。他方で、エチオピア国側は、ノルウェー他ドナーが資金拠出する CRGE 基金や REDD+ の実施資金(約 100 億円)に加え、オロミア州政府にも資金はあるものの、その資金を獲得するために、然るべき機関(オロミア州議会等)に提出する包括的な計画やプロセス管理を含むキャパシティが不足していると述べている。本案件では、利用可能な資金を申請する上で必要な包括的な計画策定や、そのプロセスを支援し、また、最終的には、他プログラムと

連携する形で、エチオピア政府による我が国が最大供出国である緑の気候基金（GCF）等の案件形成を支援することまで案件スコープに含めることで、案件のスケールアップと持続性強化を図る。

- (4) 複数の JICA 案件のセクター横断型アプローチによるスケール&インパクト：過去・現在の関連案件を包括する形で、気候変動適応という新しく複雑な課題に効果的に対応すると同時に、各案件の持続性強化を図る。特に、天候インデックス保険や水管理に関する協力と本案件の関連性は深く、これにより、一層効果的な案件を実施することに加え、複数案件のパッケージ化で我が国・JICA 支援のプレゼンスを向上させる。

## 5-2. 成果2の実施方針

- (1) FFS アプローチを通じた農民の生計手段の多様化や、アグロフォレストリーによる土壌劣化対策は、適応活動そのものであり、成果 2 では、本案件の前身である FFS プロジェクトで確立した FFS 実施のモデルに、課題として残っていた管理及び人材育成面を制度化することで、FFS を通じたレジリエンス強化の取組みをオロミア州全体へスケールアップするための体制を整備する。
- (2) 前身案件では、東シヨワ県での FFS 実施と西アルシ県及び西ハラルゲ県でのプレ・スケールアップのための活動を行い、その成果を FFS 実施ガイド等に取りまとめた。オロミア州政府は、FFS 実施自体は、独自での実施がある程度可能になったことから、発注者には、管理及び人材育成面の制度化とスケールアップのための技術支援を求め、各郡における FFS の実施資金は、独自資金を活用している。一方、オロミア州では、前身の FFS プロジェクトの終了後、FFS の実施資金の不足に直面していることから、本業務では、管理及び人材育成面の制度化にあたっては、パイロット郡を選定し、必要最低限の FFS の実施資金を含めた実施支援を行うことを想定している<sup>1</sup>。

## 5-3. 成果3の実施方針

- (1) 持続的森林管理は、CRGE においても気候変動適応策と位置付けられており、また多くの住民がその生計や生活を森林資源に頼っている。これらを踏まえ、これまでの協力でベレテ・ゲラ森林コーヒー地域で確立しつつある森林コーヒー認証制度を通じた持続的森林管理のモデルについて、森林開発圧力の増大やビジネスが求める高い基準を満たす上で課題となっている森林管理の強化やコーヒーとしての付加価値化の両面の方策を強化し、オロミア全体の森林コーヒーエリアで適用できるモデルにバージョンアップを行うことで、緩和に加え適応に資する活動と位置付けている。
- (2) 発注者は、2003 年以来、主にベレテ・ゲラを対象に技術協力を行ってきており、森林コーヒーを通じた住民参加型森林管理のモデル化、コーヒーの生産・販売、その売上金を森林管理に活用するための仕組みの構築を行ってきた。その結果、「REDD+及び付加価値型森林コーヒー生産・販売を通じた持続的な森林管理支援プロジェクト」（2014 年 7 月～2020 年 11 月）（以下、「森林コーヒープロジェクト」）において、一定の技術移転を終える想定である。一方で、オロミア州は、(1)に記載のとおり、持続的森林管理を推進する上で、人口増加や経済発展等の森林減少圧力の増加や、気候変動の影響、国際マーケットが求める森林コーヒーの

<sup>1</sup> その内容は、6. 業務の内容 6-2. 成果ごとの活動 (1) 成果2の活動2-3に記載しているとおりであり、本見積りに含めること。

質の管理等といった課題の中、恒常的な予算不足等もあり、持続的な実施には、まだ十分至っていない。これを踏まえ、成果3では、オロミア州及び関係機関が森林コーヒー認証制度を通じた持続的森林管理を推進し、ベレテ・ゲラでの成果を強固なものとし、また、全土に広げる上で直面する課題に対し技術支援によるフォローアップ的な支援を行う。なお、ベレテ・ゲラ地域を含む全土での森林コーヒーを通じた森林管理に関する取組みに必要な資金は、基本的にオロミア州やコーヒービジネス関係者の独自予算で行うことを想定するが、ベレテ・ゲラ地域の活動の継続実施に必要な会合の実施等、一部の実施資金の支援は限定的に行う<sup>2</sup>。

#### 5-4. プロジェクト目標達成及び上位目標及びインパクトの発現に向けた取り組み

- (1) 本業務は、成果2及び成果3に関する活動が対象であるが、本プロジェクト実施の最終的な目的は、プロジェクト目標を達成し、その後、エチオピア政府がプロジェクトの成果を維持・発展させることにより、上位目標を達成することである。受注者は、この点を常に意識し、業務の実施、成果の取りまとめ、発信においては、プロジェクト全体の視点を踏まえて行うこと。<sup>3</sup>

#### 5-5. プロジェクトの柔軟性の確保

- (1) 技術協力プロジェクトでは、C/Pの能力やプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの計画や活動を柔軟に変更していくことが必要となる。さらに、気候変動政策は、UNFCCCの交渉や、GCFをはじめとする気候変動開発資金の動向により、絶えず変化していることから、本事業の実施にあたっては、これら国際的な動向を絶えず把握した上、これらと整合させ、C/P機関のニーズを十分踏まえた案件実施を行う。
- (2) 上記(1)を踏まえ、受注者は、PDM及びPOに基づき、C/Pとともにプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況、課題を把握し、対応策を検討のうえ、発注者に報告・相談を行う。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応(C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を行う。ただし、プロジェクト活動項目の変更については当初の予算規模内で行うことを原則とする。

#### 5-6. プロジェクト成果の国家政策への反映と他ドナー・国際機関・資金メカニズム等との連携・調整

- (1) 本プロジェクトの活動は、背景に記載のとおり、エチオピア国がCRGEをはじめとして実施する政策プロセスの一部として実施し、エチオピア政府が推進する様々な気候変動に関する計画や事業との一貫性を維持しつつ、プロジェクトの成果をCRGE等のプロセスに反映することである。本事業実施にあたっては、プロジェクトが関連する政策や計画を把握し、プロジェクトの成果が適切に政策・制度等に反映されるための方策を検討し、C/P機関等への積極的な働きかけを行う。
- (2) エチオピア国の森林・気候変動分野においては、ノルウェー政府、世界銀行やFAOをはじめとし、多くの国際機関やドナーが関連支援を行っている。また、エチオピア政府は、GCFや民間等の資金メカニズムによる事業を多く実施、もしくは計

<sup>2</sup> その内容は、6.業務の内容 6-2.成果ごとの活動 (2)成果3の活動・3-1-2-1.及びその脚注に記載しているとおりであり、本見積りに含めること。

<sup>3</sup> 上位目標達成やインパクト発現に向けた取り組みや工夫について、プロポーザルにて提案すること。

画している。(1)に記載した取組みのためにも、他ドナー・国際機関・資金メカニズム等との連携・調整を積極的に行う<sup>4</sup>。

#### 5-7. 長期専門家及び他案件との連携・協働

- (1) 「3. 業務の目的」に記載のとおり、本案件では、チーフ・アドバイザー/気候変動政策及び気候変動レジリエンス/業務調整の2名の長期専門家（合計約120M/M）も2021年4月頃に派遣予定である。長期専門家は、成果1及び成果4を担当するとともに、プロジェクトの全体的な取りまとめを担う。受注者は、当該長期専門家2名と緊密に連携し、プロジェクト目標の達成に向けて協働する。
- (2) さらに、現在エチオピア国において、発注者は、レジリエンス強化に資する案件として、「農村レジリエンス強化のためのインデックス型農業保険促進プロジェクト」（2019～2024年、技術協力）、「オロミア州小都市給水施設整備計画」準備調査（2019～2020年、無償資金協力）、「砂漠化対処に向けた次世代型『持続可能な土地管理（SLM）』フレームワークの開発プロジェクト」（2017～2022年、科学技術協力）を実施中である。「農村レジリエンス強化のためのインデックス型農業保険促進プロジェクト」は、成果2のC/Pであるオロミア農業自然資源局がC/Pであることもあり、これら関連案件の成果の活用や連携可能性も視野に入れ業務を行う。

#### 5-8. エチオピア国側の予算措置への働きかけ

- (1) エチオピア国は、恒常的な予算不足に直面しているため、受注者は、オロミア州を含むエチオピア国側が本事業の実施のために必要な予算及び人員を確保できるように、同国政府の予算編成時期（予算年度は7月～6月）にも留意した上で、C/P機関等に対し必要な働きかけを行う。

#### 5-9. 持続性確保のための取組み

- (1) 技術協力プロジェクトにおいては、C/Pが実施機関であり、発注者は協力者であると定義されているとおり、C/Pのオーナーシップを確保しながら、C/Pが主体となった事業を進めることが持続性確保のために重要である。受注者は、C/Pの自主性及び主体性を引き出しつつ、関係機関との連携も図りながら、将来的にエチオピア国が自らの力で活動を実施するための仕組みを構築するとともに、その仕組みが機能するような取組みが求められる。<sup>5</sup>

#### 5-10. ジェンダー等に関する取組み

- (1) 森林資源の利用にあたっては男女で資源へのアクセスに差があることが一般的であり、また、エチオピア政府は、ジェンダーを開発課題の一つとして重視している。本事業にあたっては、ジェンダーや社会的弱者に対する配慮を行うこと。また、特にFFSは、エンパワーメントやジェンダーの取組み強化に有効とされていることもあり、本案件は、発注者において「ジェンダー活動統合案件」に位置付けられている。従って、エチオピア側とジェンダー及び社会的弱者の視点に立った事業について協議を行うとともに、ガイドラインや報告書においては、特にジ

<sup>4</sup> 他プログラムとの重複を避け、相乗強化が期待できる連携のための方策をプロポーザルにおいて提案すること。

<sup>5</sup> プロポーザルにおいては、持続性確保のための取組みを含めること。

エンダーの視点に関する教訓等を含めること。<sup>6</sup>

#### 5-11. ローカルリソースを活用した事業実施

- (1) 全ての活動は、ローカルリソースを最大限活用し、効率的かつ効果的な事業の実施を行う<sup>7</sup>。

#### 5-12. 新型コロナの影響を踏まえた業務の実施

- (1) 新型コロナの影響から、R/D において、プロジェクトの開始日は、日本人専門家の現地派遣の開始日、もしくは、日本において業務を開始した日としている。エチオピアへの渡航が中止となっている場合には、現地渡航前に国内で実施できることを行う<sup>8</sup>。

### 6. 業務の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下の通りである。なお、上記「3. 業務の目的」に示したプロジェクト目標及び成果を達成するため、JICAエチオピア事務所及び他関係機関との緊密な協力体制のもと、C/Pと協働して以下の各活動を実施すること。現地作業についてはC/PへのOJTを通じた実践的な能力の向上に留意すること<sup>9</sup>。

#### 6-1. 業務全体に関する事項

##### (1) 業務計画書・work planの作成等

- 1) 署名済 R/D 及び詳細計画策定調査結果を踏まえ、事業実施方針を明確にするとともに、関連資料・情報を収集し、分析を行う。これらに基づき業務計画書（案）、work plan（案）（業務計画書を英文にしたもの）を作成し、発注者に説明した後、コメントを踏まえ最終化し、発注者に提出する。また、現地派遣後、エチオピア事務所に対して業務計画を説明するとともに、第 1 回の合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）において、エチオピア国側に work plan を説明し、必要に応じて内容を調整した上で、関係者間での了承を得る。
- 2) 署名済 R/D に記載されている事業計画（PO Ver. 1.0）をレビューし、より適切と思われる計画（スケジュール等）があれば改定案を作成し、発注者と相談の上、第 1 回の JCC で議論し、承認を得る。エチオピア国側が可能な限り早くプロジェクト成果を活用・展開できるようになることを目的に、事業計画上の各活動については、可能な限り平行して行い、持続性に配慮しつつ、なるべく早い成果の達成を目指すこと。

##### (2) 合同調整委員会（JCC）及びオロミア州調整委員会の実施支援

- 1) R/D を踏まえ、長期専門家がエチオピア政府に対し支援する JCC の構成決定と実

<sup>6</sup> プロポーザルにおいてもジェンダーや社会的弱者の視点に立った事業の工夫について記載すること。

<sup>7</sup> ローカルリソースについては、直接雇用を想定するが、現地再委託を想定する場合は、委託内容や、可能なローカルリソースの想定等についてプロポーザルで提案すること。

<sup>8</sup> 現時点で、エチオピアへの渡航は中止となっているため、渡航再開は2021年4月頃と想定し、6. に記載する業務のうち、現地渡航前に国内で実施できるものがあれば、プロポーザルにて提案すること。

<sup>9</sup> 6-1. 以下に想定される業務内容を記載するが、活動の追加や統合を含め、より効果的かつ効率的な業務内容、実施方法があれば、プロポーザルにて積極的に提案すること。

- 施において、担当業務部分について必要な準備や支援を行う。JCC は、少なくとも 1 年に 1 回開催し、各年次の活動結果の報告を行うとともに、翌年次の活動方針・計画（案）についても併せて説明し、関係者の了承を得た上で、その内容について署名を交わす。また、PDM の指標を決定・変更する際にも開催する。
- 2) R/D を踏まえ、オロミア州調整委員会の構成の決定と実施について、オロミア州を支援し、必要な準備等を行う。同委員会は、オロミア州が実施する各活動の調整や活動の方針を決定することを目的に、毎年 JCC の前を含め、年 2 回程度開催する<sup>10</sup>。
- (3) プロジェクトの定期モニタリング（6 か月に 1 回）
- 1) 本事業においては、発注者が定める最新版の「技術協力等モニタリング執務要領」に基づきプロジェクトのモニタリングを行う。本プロジェクトは、長期専門家が全体の取りまとめを行うが、受注者は、成果 2 及び成果 3、並びにそれら成果がプロジェクト全体に関係する事項について、発注者所定のモニタリングシートを用いて、C/P とともに事業モニタリングを行う。
  - 2) モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況（上位目標への達成見込みを含む）、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、これら業務を C/P と共同で確認・記録すること。外部条件を含めた、リスクのモニタリングにも留意すること。
  - 3) モニタリングシートは、「7. 報告書等」に記載されるとおり、6 か月毎に C/P 機関及び長期専門家と協働で作成し、発注者に提出する。同モニタリングシートの内容は、JCC 等の定期会合にて報告する。
  - 4) 現在 PDM において特定されていない指標の数値については、C/P と議論し、1 年後を目途に具体的な指標の設定を行うとともに、より適切な指標に関する改定案があれば、発注者及び C/P 機関に提案し、JCC で決定する。
- (4) 業務進捗報告書の作成
- 1) 原則年に 1 回、業務進捗報告書を作成する。内容は、作成済みのモニタリングシートの当該期間分を取りまとめた上、和文の要約（2 ページ程度）を添付する。<sup>11</sup>
- (5) 業務完了報告書の作成<sup>12</sup>
- 1) 契約各期の業務実績・成果・課題及び次期の計画について和文及び英文で取りまとめ、発注者及び C/P 機関から内容の合意を得た後、発注者に提出する。
  - 2) 1) で作成した英文報告書は、先方政府実施機関及び関係機関にも提出する。その際、長期専門家が作成する成果 1 及び成果 4 並びにプロジェクト全体に関する報告書と一緒に先方政府側に提出することを想定するため、双方の報告書の体裁等は一貫性を維持するよう努め、また、作成スケジュール等は、長期専門家と相談した上で行う。また、長期専門家が作成する全体部分の報告書作成に必要な情報提供なども行う。

---

<sup>10</sup> 実施回数は想定であり、プロジェクト開始後にオロミア州関係者と決定する。

<sup>11</sup> 部分払いとの目的から、提出のタイミングは受注者が提案できる。

<sup>12</sup> 本案件では、契約の 2 期分けを想定としていることから、本報告書の作成は、中間頃の 1 回となる。受注者が 3 期分けを提案する場合は、2 回となる。

(6) 事業完了報告書の作成

- 「技術協力等モニタリング執務要領」に基づき、プロジェクト終了3か月前に事業完了報告書案を発注者に提出し、発注者の確認を経て、JCCでの承認等により、最終化する。発注者が定める最新版の「技術協力等モニタリング執務要領」に基づきプロジェクトのモニタリングを行う。

(7) プロジェクト執務室

- 受注者が担当する成果2及び成果3と長期専門家が担当する成果1の活動のために、アジスアババに所在するオロミア農業自然資源局(OBANR)本部及びオロミア森林・環境・気候変動局(OEFCCA)本部において、プロジェクト執務室もしくはスペースが用意される予定である。これに加え、オロミア州ジンマ県中心部に森林コーヒープロジェクトで使用していた民間から借り上げている執務室を残し、引き続き利用可能な状況にしている。
- 必要な機材や消耗品について、OBANR及びOEFCCA本部の執務室は、基本的に長期専門家の在外事業強化経費から支出することを想定している。ジンマ県の執務室の賃料の支払い(光熱費込み1か月2,000ETB)や、現在においてある以外の機材等が必要になった場合は、本契約から支出する。ジンマの執務室を使用しないことも可能である。ジンマの執務室に残している機材は以下のとおり<sup>13</sup>。

分類	物品	内容	取得日
オフィス機器	複合機	Cannon iR2520	2015/1/16
オフィス機器	簡易プリンター	HP Laser Jet 1102	2014/11/18
オフィス機器	ワイヤレスルーター	TP-Link: Gigabit Router, TL-WR1043ND	2015/2/17
オフィス機器	UPS 1/2	INFOSEC 1600 VA, 4 outlets (故障)	2015/2/17
オフィス機器	UPS 2/2	INFOSEC 1600 VA, 4 outlets (故障)	2015/2/17
現場機器	プロジェクター	LCD Projector: SONY DX-100	2014/11/18
現場機器	ジェネレーター	KIPRO: IG 1000, Gasoline engine, Output	2015/2/17
現場機器	超音波樹高測定器	パーテックスIV360° セット	2016/3/24
現場機器	ビデオカメラ	Sony HDR CX240E, 9.2 mega pixels, AVCHD,	2015/2/17
現場機器	GPS	Garmin 72H, Monochrome display, AA Batte	2015/2/17
現場機器	コーヒー水分計	PM-450(ケット科学研究所)	2016/5/10
現場機器	コーヒー水分計	PM-450(ケット科学研究所)	2016/5/10
家具	金庫	Amplifire	2014/11/18
家具	オフィスデスク他	3段引出付きオフィスデスク(120x60x75cm) 5つ、テーブル(120x60)	2015/2/24
家具	オフィスチェア	キャスター付き椅子5つ(うち、2つ故障)	2015/2/24
家具	5段金属棚(青)	Dimension: 92 x 41.5 x 204 (cm)	2015/2/24
家具	5段金属棚(灰)	Dimension: 94.6 x 31.5 x 201 (cm)	2015/2/24
家具	金属3段キャビネット	2つ	2015/2/24
家具	5段金属棚	2つ	不明
パソコン	ラップトップ	Toshiba Satellite C-50, CPU:i3, RAM:4GB	2015/2/17
パソコン	ラップトップ	Toshiba Satellite C-50, CPU:i3, RAM:4GB	2015/2/17
パソコン	デスクトップ	Desktop:Dell Opiplex GX 7010	2015/2/24
パソコン	ラップトップ	Laptop:HP CPU:i5, RAM:8GB, HD:500GB, Display:15.6", Windows 10 Home Premium	2017/12/8
パソコン	ラップトップ	Laptop:Lenovo CPU:i5, RAM:8GB, HD:1TB, Display:15.6", Windows 10 Home Premium	2018/6/12

(8) 機材調達に係る業務

- 成果2及び成果3に関する活動は、それぞれ前フェーズを実施し、機材供与も行っていることから、プロジェクト開始時に、これまでの達成状況を踏まえ、詳細な活動計画をC/P機関と決定することとし、供与する機材はR/Dにおいて定めていない。そのため、プロジェクト開始後、C/P機関とその必要性について十分に協議の上、発注者による仕様決定を支援し、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行うこと。

<sup>13</sup> ただし、2018年に購入した以外のパソコン4台については型が古く、先方に供与もしくは廃棄予定。また、これ以外の執務室の設置は想定しないが、オロミア州において執務室設置の必要があると判断する場合には、プロポーザルで提案し、必要経費を本見積りに含めること。なお、プロジェクト開始後、成果2において選定されたパイロット郡や県については、郡もしくは県政府の建物において執務室を確保することを先方政府に求める予定(成果1において選定されたパイロット郡・県についても同様)。

ただし、成果 2 及び 3 の活動内容に鑑み、供与する機材は最低限とする<sup>14</sup>。

(9) プロジェクト関係者の本邦研修

- 1) 本業務においては、気候変動レジリエンス強化に関する本邦研修を実施する<sup>15</sup>。
- 2) 受注者は、事前に発注者との協議を行い、本プロジェクトの目的及び期待する成果を踏まえた本邦研修の意義を十分理解した上で、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に基づき、研修を実施する<sup>16</sup>。
- 3) なお、宿泊や国内での移動手配などの研修員の「受入業務」及び「研修監理」は JICA 国内機関が担当する。

(10) 広報活動<sup>17</sup>

- 1) 本プロジェクトの効果を最大限に高めるとともに、その意義、活動内容及びその成果がエチオピア国、国際社会、及び我が国国民に広く正しく理解されるよう、「JICA 自然環境保全分野 広報ガイドライン（公開資料）」に沿った効果的な広報を行うこと。
- 2) 長期専門家は、プロジェクト・パンフレット（英語）をプロジェクト期間中に 2 回（初版及び改訂版）作成する予定である。パンフレット作成に必要な情報や写真、アイデア等を長期専門家に提供する。

(11) 現地での研修・能力強化活動について

- 1) 本プロジェクトにおいては、オロミア州・県・郡及び住民を対象とした、研修やセミナーを通じた能力強化の活動が含まれる。研修の詳細については、C/P とも具体的に協議の上で決定する<sup>18</sup>。

## 6-2. 成果ごとの活動

受注者は、エチオピア政府が本プロジェクトを通じて実施する以下の活動について、政策面及び技術面の支援を行う。

- (1) 成果 2 「気候変動レジリエンス強化に資する気候変動適応型農業及び自然資源管理促進のため、ファーマー・フィールド・スクール（FFS）型普及を強化するための管理（評価・モニタリング等）及び人材育成（研修等）システムがオロミア

---

<sup>14</sup> 現在のところ、必要となり得る機材として以下を想定しており、見積書には、機材一式として4,540千円を本見積りに計上すること。

<バイク 4台、自転車 18台、PC 5台、プロジェクター 3台、プリンター 2台、複合機 1台>  
また、本プロジェクトにおいて、車両は3台利用予定であり、そのうち、2台は、森林コーヒープロジェクトで使用した Toyota Landcruiser (HZJ76L-RKMRS) (2015年1月取得) 及び Toyota Landcruiser Pick-up (HZJ79L-DKMRS) (2016年7月) を継続利用し、もう1台を追加で購入予定である。このうち、既存の Toyota Landcruiser 及び Toyota Landcruiser Pick-up を成果 2 及び成果 3 の活動で使用する想定のため、これに必要な維持・管理の経費を見積りに含めること。

<sup>15</sup> 研修員の人数及び実施時期・期間は、2021年度及び2022年度に、各年5名（うち準高級1名）、2週間程度を想定している。

<sup>16</sup> このため、750千円を本見積りに計上する。

<sup>17</sup> 広報活動の全体方針、具体的な活動内容、使用媒体と活用方法等の戦略について、現時点で想定する内容をプロポーザルにて提案し、経費を本見積りに計上すること。

<sup>18</sup> 現時点で想定する研修内容があればプロポーザルにて提案し、経費を本見積りに計上すること。

州で構築される。」にかかる以下の活動。

- 2-1. オロミア州全土で気候変動適応型農業や自然資源管理を推進し FFS をスケールアップする行動計画を策定する。この際、前身の FFS プロジェクトを含め、これまでにオロミア州が作成した FFS のオロミア州全土への展開に関する計画やその実施状況、課題、関連するエチオピア政府の計画や資金配分計画（他ドナーの支援含む）のレビューを踏まえて作成する。なお、作成された行動計画は、エチオピア政府もしくはオロミア州政府の担当機関に予算申請を行う際の根拠資料として使用されることも想定する。
- 2-2. 気候変動適応型農業や自然資源管理のための、FFS 型普及の管理システムを策定する。
  - 2-2-1. 支援対象 1 郡を選定し、郡レベルでの FFS 研修、実施、モニタリング・評価の計画作成を支援する。支援対象郡は、成果 1 で気候変動レジリエンスに関する郡行動計画を策定するパイロット 3 郡のうち、最も FFS の実施が効果的と思われる 1 郡とすることを基本とし、そのプロセスや教訓を管理システム策定に活用する。
  - 2-2-2. 県レベルでの FFS 研修、実施、モニタリング・評価の計画作成を支援する。支援する県は、2-2-1 で主として支援する郡が位置する 1 県とすることを基本とし、そのプロセスや教訓を管理システム策定に活用する。
  - 2-2-3. 州レベルでの FFS 研修、実施、モニタリング・評価の計画作成を支援する。本プロセスや教訓を管理システム策定に活用する。
  - 2-2-4. 郡・県・州の各レベルでの FFS 管理システムを構築し、改善する。この際、2-2-1 から 2-2-3 の結果や教訓を分析し、オロミア州全土で活用可能な FFS 管理システムとして概念やプロセス、必要なリソース（人員や予算等）を行政レベル別に取りまとめる。また、オロミア州・各県・各郡は、取りまとめられた本管理システムを活用し、FFS 実施を独自で進めることが想定されるが、その上で出された教訓等も踏まえ、改善を行う。
  - 2-2-5. 気候変動適応型農業や自然資源管理のための、FFS 型普及の管理ガイドラインを作成し、改善する。なお、ガイドラインは、英語及びオロミア語で作成し、オロミア語の最終版のみ製本すること。
- 2-3. 気候変動適応型農業や自然資源管理のための、FFS 型普及の人材育成システムを策定する。なお、本システム策定においては、活動 2-2 が対象とする 1 郡において FFS を実践し、それを通じ、関連人材の研修を行う。また、そのプロセスや教訓を人材育成システム策定に活用する。なお、対象 1 郡においては、1 年サイクルの FFS を 2 回程度行うことを想定し、この中でシステムの策定と改善を行う。また、その他の県や郡が独自で実施する FFS の教訓も参考にする。
- さらに、その他の郡が独自で実施する FFS や関連研修のうち、2 郡程度を対象に、

研修の質の向上や能力強化のための助言を行い、その教訓を人材育成システム策定に活用する。

- 2-3-1 FFS 実施支援対象 1 郡において、1 年サイクルの FFS を 2 回程度実施する。
  - 2-3-2. 2-3-1. 及び 2-3-3. ~2-3-7. の活動も通じ、OBANR の FFS 研修にかかるリソースや能力強化システムの枠組みを構築する。
  - 2-3-3. 2-3-1. 及び 2-3-5. の活動を通じ、OBANR または関連機関における FFS マスタートレーナーの研修カリキュラムを作成・改善する。
  - 2-3-4. FFS 実施支援対象 1 郡及びその他 2 郡での FFS 実施を通じ、OJT によるマスタートレーナーの質の向上を図る。これには、マスタートレーナーによる FFS の実施管理及びコーディネーターやファシリテーターに対する研修実施や指導内容の改善等を含む。
  - 2-3-5. FFS 実施支援対象 1 郡及びその他 2 郡での FFS 実施を通じ、FFS マスタートレーナーの研修コースの改善を図る。これには、カリキュラムや指導要領の改善を含む。
  - 2-3-6. FFS 実施支援対象 1 郡及びその他 2 郡での FFS 実施を通じ、FFS コーディネーターの研修コースの構築を図る。
  - 2-3-7. FFS 実施支援対象 1 郡及びその他 2 郡での FFS 実施を通じ、FFS ファシリテーターの研修コースの構築を図る。
  - 2-3-8. 活動 2-3-1. ~2-3-7. を通じ、気候変動適応型農業や自然資源管理のための、FFS 型普及に関する人材育成ガイドラインを策定し、改善する。この際、FFS が気候変動適応農業や自然資源管理の促進において果たす役割についても分析し、ガイドラインに含める。
  - 2-4. 活動 2-1 から 2-3 に基づき、気候変動レジリエンスを評価するモニタリング指標を提案する。なお、モニタリング指標は、エチオピア政府の気候変動適応行動計画等関連戦略や関連主要プログラムにおける指標をベースとしつつ、現場においてモニタリング及び評価が可能なものとする。また、その指標の提案にあたっては、FFS に携わる行政官や普及員、住民の意見や経験を反映したものとする。
  - 2-5. FFS 型普及を通じた気候変動レジリエンスに関する経験や教訓を連邦政府や他の州政府と共有するセミナーを開催する。
- (2) 成果 3 「気候変動レジリエンス強化に資する持続的森林管理促進のため、「認証型森林コーヒープログラム (FCCP) による参加型森林管理 (PFM) モデル」がオロミア州森林コーヒー地域を対象に構築される。」にかかる以下の活動。

- 3-1. 気候変動レジリエンスを強化する「オロミア森林コーヒー地域を対象にした FCCP による PFM モデル」を策定する。
- 3-1-1. オロミア州と発注者がこれまでの協力で作成したガイドライン等（ベレテ・ゲラでの「認証型森林コーヒープログラムによる参加型森林管理（FCCP-PFM）ガイドライン」含む）をレビューする。加えて、エチオピア政府が他ドナーの支援も受けて実施する参加型森林管理及び森林コーヒーに関するプロジェクトのガイドライン等もレビューし、比較及び分析を行う。特にオロミア州で実施される Oromia Forested Landscape Program (OFLP) 及び REDD+ Investment Program (RIP) は、同州における主要関連事業であるため、ガイドラインの作成にあたっては、これらとの整合性に留意する。
- 3-1-2. 効果的な森林管理の観点からベレテ・ゲラでの FCCP-PFM ガイドラインに追記・修正し、持続的森林管理及び気候変動レジリエンスに対する効果を改善する。
- 3-1-2-1. これまでの協力でベレテ・ゲラ森林コーヒー地域（ゲラ郡及びシャベ・ソンボ郡の総称）で設立した全 124 の共同森林管理グループ（以下、「WaBuB」。集落ごとに組織）による参加型森林管理の活動状況をサンプリング的にレビューし、課題等があれば、オロミア州政府（OEFCCA 及び OFWE）、県政府、郡政府、住民グループ等に技術的助言を行う。これには、各郡の参加型森林管理（PFM）組合と各 WaBuB が締結予定の共同森林管理に関する合意書の手続きの進捗状況、各 PFM 組合が作成する参加型森林管理の行動計画に基づいた、年 1 回の関係者会合の実施及び年に 1 回の合同森林モニタリングの実施、コーヒーの質等に関する研修、生計向上活動の実施状況、行動計画の更新等を含む<sup>19</sup>。
- 3-1-2-2. FCCP-PFM の効果を森林面積の変化等により定量的に評価する。ただし、このために必要なデータは、オロミア州が全土で実施する OFLP や RIP といったプログラムで作成されるものを最大限活用する。
- 3-1-2-3. 森林に関し、気候変動レジリエンスを評価するモニタリング指標を提案する。なお、モニタリング指標は、エチオピア政府の気候変動適応行動計画等関連戦略や関連主要プログラムにおける指標をベースとしつつ、現場においてモニタリング及び評価が可能なものとする。また、その指標の提案にあたっては、森林管理に携わる行政官や住民の意見や経験を反映したものとする。
- 3-1-3. 森林コーヒーの付加価値化の観点でベレテ・ゲラでの FCCP-PFM ガイドラインに追記・修正し、持続的森林管理及び気候変動レジリエンスに対する効果を改善する。

---

<sup>19</sup> これら活動は、オロミア州や各 WaBuB が独自で行うことを想定するが、新型コロナの影響を受けオロミア州の予算措置に遅れが発生していることから、特に上述の共同森林管理に関し、①合意書の締結と活動内容確認、②その後の進捗フォロー、のための 2 回分の会合開催経費を支援できるよう、予算を本見積りに計上すること。①及び②に関し、1 回あたりの参加者は 300 名（各 WaBuB から 2 名と関係者）を想定する。

- 3-1-3-1. FCCP の実施状況について、特に日本他海外に輸出を行っているグループを中心にレビューし、課題等があれば、オロミア州政府（OEFCCA 及び OFWE）、県政府、郡政府、住民グループに技術的助言を行う。これには、コーヒーの質の管理、コーヒー生産に関する内部管理システム（IGS）の適切な実施、レインフォレスト・アライアンス認証の取得等を含む。
  - 3-1-3-2. オロミア州から森林コーヒーを買っている日本企業（現在は、ベレテ・ゲラ地域で 2 社）と現地とのビジネスや、日本企業が現地で実施するイベント等が円滑に進むよう、必要な情報提供や助言等の支援を行う。
  - 3-1-3-3. オロミア州が日本以外の海外企業とのビジネスを拡大するための取組を促し、必要な助言を行う。これには、エチオピア政府（農業省）が進める森林コーヒーの農業世界遺産への登録を含む。
  - 3-2. 3-1. の活動を踏まえ、オロミア森林コーヒーエリアの関係者との参加型ワークショップを通じ、オロミア全体を対象とした「認証型森林コーヒープログラム（FCCP）による参加型森林管理（PFM）ガイドライン」のドラフトを作成し、その利用を推進する。ガイドラインは、英語とオロミア語で作成し、オロミア語の最終版のみ製本すること。
  - 3-2-1. 政府関係者、住民、民間セクター、その他の関係者と参加型ワークショップを開催してガイドラインを最終化する。<sup>20</sup>
  - 3-2-2. 持続的森林管理、気候変動レジリエンス、住民への支援のために、州・県・郡レベルでの年間計画においてガイドラインの利用を推進するワークショップを開催する。（3-2-1. 他のワークショップ等と同時に開催することも可。）<sup>21</sup>
  - 3-3. オロミア州の関係者や連邦政府と、3-2 で作成したガイドラインや、持続的森林管理を通じた気候変動レジリエンスに関する教訓を共有するセミナーを開催する。<sup>22</sup>
- (3) 長期専門家が担当する成果 1「気候変動レジリエンスのための計画プロセスを強化するため、オロミア州において、気候変動適応計画ゾーン（APZ）に応じた郡レベルの行動計画がパイロット郡で策定される。また、その成果に基づき、各ゾーンで活用可能な行動計画のフォーマット（模範事例）が策定される。」における以下の活動において、成果 2 及び成果 3 の活動との相乗効果が発揮されるために必要な情報提供や得られた教訓等の共有を行う。また、特にパイロット郡の選定は、成果 2 及び成果 3 にも関係するため、関連する活動に協力する。

● 1-1 オロミア州内の適応計画ゾーン（APZ）全てについて調査し、プロジェ

<sup>20</sup> かかる経費は本見積りに計上すること。

<sup>21</sup> かかる経費は本見積りに計上すること。

<sup>22</sup> かかる経費は本見積りに計上すること。

- クトで郡レベルの行動計画フォーマットを作成する3つ（仮）のAPZを選定する。
- 1-2 オロミア州内の郡のプロファイルをレビューし、選定されたAPZを代表する3つのパイロット郡を選び、郡レベルの気候変動レジリエンスに関する行動計画をそれぞれ策定する。
  - 1-3 成果2及び成果3からのインプットを踏まえ、気候変動レジリエンスを強化する郡行動計画を、3つのパイロット郡において参加型で策定する。
  - 1-4 活動1-1から1-3に基づき、APZごとの郡行動計画のフォーマットを3つ策定する。
  - 1-5 パイロット郡がそれぞれの行動計画を実施するために必要な資源（予算や人員等）を用意できるよう支援する。
  - 1-6 パイロット郡の行動計画作成にかかる経験や教訓を他郡と共有するワークショップを開催する。

(4) 長期専門家が担当する成果4「成果1～3を通じたオロミア州における気候変動レジリエンス強化の教訓が、中央レベルの計画プロセスに活用される。」における以下の活動において、オロミア州で実施される成果2及び成果3の成果や教訓が農業省を含む中央政府における他州への展開などに最大限活用されるための必要な情報提供や得られた教訓等の共有を行う。

- 4-1 オロミア州での実践に基づき、気候変動レジリエンスに関する連邦政府の計画プロセスを強化するための教訓や提言が文書化される。
- 4-2 他州の気候変動レジリエンスを強化するため、オロミア州の経験を共有するセミナーを開催する。
- 4-3 他のプログラムと連携して気候変動レジリエンスを強化する為の資金アクセスの機会を探る。

## 7. 報告書等

### (1) 業務報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

報告書等の名称	部数・言語等	提出時期
第1期		
1) 業務計画書（第1期）	和文（電子データのみ）	各期の契約締結日から起算して15営業日以内（2021年2月頃）
2) Work Plan（第1期）	英文（電子データのみ）	初回現地業務開始時（2021年4月頃）
3) モニタリングシート（第1期）	英文の電子データのみ（必要があれば、印刷し、C/Pに提供）。	Ver. 1は、現地派遣後（1か月以内）。以降、6カ月ごとに提出
4) 業務進捗報告書（第1期）	英文及び和文要約（電子データのみ）	第1回 2022年2月 第2回 2023年2月

5) 業務完了報告書 (第1期)	和文3部、英文10部、電子データ	第1期終了時 (提出期限: 2023年7月14日)
第2期		
1) 業務計画書(第2期)	和文(電子データのみ)	各期の契約締結日から起算して15営業日以内 (2023年9月頃)
2) Work Plan(第2期)	英文(電子データのみ)	初回現地業務開始時 (2023年9月頃)
3) モニタリングシート(第2期)	英文の電子データのみ(必要があれば、印刷し、C/Pに提供)。最終のモニタリングシートは、Completion Reportとして案件終了3か月前に提出し、発注者の確認を経て、JCCにおいて最終化する	Ver. 1以降、6か月ごとに提出
4) 業務進捗報告書(第2期)	英文及び和文要約(電子データのみ)	第1回 2024年8月 第2回 2025年8月
5) 事業完了報告書 (Project Completion Report)(第2期)	和文4部、英文20部、CD-R3部	案件終了時 * 案件終了3か月前に提出し、発注者の確認を得た後、JCC承認を経て最終化する。 (提出期限: 2026年4月2日)
その他は、「JICA自然環境保全分野 広報ガイドライン」を参照		

報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。基本的に全ての報告書に要約を含むこと。

1) 業務計画書

共通仕様書第6条に従って作成。

2) Work Plan

項目は上記1)業務計画書に同じ。付属資料としてR/D等を添付する。

3) モニタリングシート

「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成する。特記すべき事項があれば別紙を添付する。また当該モニタリング期間に作成した「(2)技術協力作成資料等」があればそれらも添付する。モニタリングシートの記載にあたっては、指定された項目に基本的に従うものの、読み手に事業インパクトや国家・州政策への貢献が簡潔か

つ分かりやすく理解されるような工夫を行うこと。冒頭に1ページ程度の要約を含めること。

#### 4) 業務完了報告書

契約各期の業務実績・成果・課題及び次期の計画について記載。モニタリングシートに添付されていない成果品があれば添付する。最終的な記載項目の確定にあたっては発注者と受注者で協議、確認する。

#### 5) 事業完了報告書

「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成する。特記すべき事項があれば別紙を添付。業務完了報告書には本業務を通じて受注者が直接作成した資料も添付する。最終的な記載項目の確定にあたっては発注者と受注者で協議、確認する。

#### 6) 広報関連資料

「JICA自然環境保全分野 広報ガイドライン（配布資料）」に沿って作成する。

#### (2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成支援する資料を、モニタリングシート及び業務完了報告書に添付し、電子データとともに提出する（下記資料作成後に提出される報告書等に添付）。下記資料は、英文及びオロミア語で作成し、オロミア語の最終版のみ製本する。

これには、「FFS型普及の管理及び人材育成ガイドライン」（英語データのみ、オロミア語100部）、及び「オロミア森林コーヒー地域を対象とした認証型森林コーヒープログラム（FCCP）による参加型森林管理（PFM）ガイドライン」（英語データのみ、オロミア語100部）等が想定される。ガイドライン等は、不要な製本は行わないなどコスト削減を行うこととするが、ガイドラインのデザイン等は、ユーザーにとって魅力的であり、発信効果のあるものとなるよう工夫すること。

#### (3) コンサルタント業務従事月報

- 1) 受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して翌月の月上旬に発注者（地球環境部及びエチオピア事務所）に提出する。各月の業務進捗状況が一読してわかるように努めること。
- 2) また、別途定める「自然環境保全分野における広報ガイドライン」に沿った内容とするよう留意すること。なお、先方と合意した文書等についても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（A4、数ページ程度）
- ② 活動に関する写真（A4、1ページ程度）
- ③ 業務フローチャート（A3、1ページ程度）

#### (4) 現地活動写真集

業務完了報告書提出時にCDにて提出する。

#### (5) 収集資料

本事業を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、発注者様式による収

集資料リストを付した上で、業務終了後、発注者に提出する。なお、提出すべき収集資料・データについては、発注者と受注者で協議の上決定する。

#### (6) 報告書作成の仕様

報告書の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、業務完了報告書以外は簡易製本（ホッチキス止めでも可）とする。

#### (7) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、専門用語も含めて適切、かつ読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 2) 冒頭に要約を含むこと。要約は、単に報告書本文を要約するのではなく、一読してプロジェクトの成果が明確に理解できるよう、構成や図表、写真なども使用して作成すること。
- 3) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- 4) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程

2021年2月～2026年4月の62か月間の予定で業務を行う想定とする。なお、契約期間の区分けについては、以下を想定するが、受注者が適切と考える契約期間等があればプロポーザルにて理由とあわせて提案すること。

- 1) 第1期（2021年2月～2023年8月、30か月）
- 2) 第2期（2023年8月～2026年4月、32か月）

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

全体人月：全体65.00MM（このうち、第1期は、40MM程度を想定）

#### (1) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成分野は以下を想定している。プロジェクト活動のモニタリング等の観点から、受注者不在期間がある場合には、現地人材を活用し、効率的な業務の実施に務めること。（不在期間以外も、現地人材を活用し、効果的・効率的な事業を実施すること。）

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これを超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 業務主任者／自然資源管理による気候変動対策（評価対象予定）（2号）
- 持続的森林管理（評価対象予定）（3号）
- ファーマー・フィールド・スクール（FFS）制度化
- 森林コーヒー
- 気候変動レジリエンス評価

### 3. 対象国の便宜供与

R/Dを参照。

### 4. 配布資料

#### (1) 公開資料

<JICA図書館より入手可>

- エチオピア国 オロミア州リフトバレー地域における FFS を通じた持続的自然資源管理プロジェクト終了時評価調査報告書。 -- 国際協力機構地球環境部，2018.6.

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036817.html>

- エチオピア国 オロミア州リフトバレー地域におけるファーマー・フィールド・スクール(FFS)を通じた持続的自然資源管理プロジェクト事業完了報告書。 -- 国際協力機構：アイ・シー・ネット，2018.4.

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036276.html>

- エチオピア国 オロミア州リフトバレー地域におけるファーマー・フィールド・スクール(FFS)を通じた持続的自然資源管理プロジェクト詳細計画策定調査報告書 -- 国際協力機構地球環境部, 2013. 2.  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010278.html>
- エチオピア国 ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画フェーズ 2 終了時評価調査報告書. -- 国際協力機構エチオピア事務所, 2010. 7.  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256071.html>
- エチオピア国 ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画フェーズ 2 中間レビュー調査報告書. -- 国際協力機構エチオピア事務所, 2009. 5  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254685.html>
- エチオピア国 ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画フェーズ 2 実施協議報告書. -- 国際協力機構エチオピア事務所, 2006. 10.  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000172096.html>
- エチオピア国 ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画終了時評価調査報告書. -- 国際協力機構地球環境部, 2006. 6.  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000169676.html>
- エチオピア ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画運営指導調査報告書. -- 国際協力機構地球環境部, 2005. 3.  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000165398.html>
- エチオピア国 ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画事前評価調査及び実施協議調査報告書. -- 国際協力機構森林・自然環境協力部, 2003. 10.  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000161683.html>

(2) その他配布資料 (データ配布)

- 1) 「エチオピア国オロミア州リフトバレー地域におけるファーマー・フィールド・スクール(FFS)を通じた持続的自然資源管理プロジェクト フェーズ2」関連(本業務対象案件)
  - 要請書
  - 詳細計画策定調査 先方政府との協議議事録 (M/M) (2020年2月)
  - 詳細計画策定調査報告書 (2020年5月)
  - 事業事前評価表
  - 先方政府との合意文書 (R/D) (2020年9月)
- 2) 「REDD+及び付加価値型森林コーヒー生産・販売を通じた持続的な森林管理支援プロジェクト」
  - 終了時レビュー報告書 (2019年6月) (英文)
  - 業務完了報告書(案) (和文)
  - 「認証型森林コーヒープログラムによる参加型森林管理 (FCCP-PFM) ガイドライ

## ン」コンセプト（案）

### 3) JICA 自然環境保全分野 広報ガイドライン

#### 5. 経費の見積について

##### (1) 現地再委託

- 1) 本業務における現地再委託は想定しないが、必要があれば、経験・知見を豊富に有する機関・受注者・NGO 等に再委託して実施することを認める。受注者は可能な範囲にて、現時点で想定しうる調査内容についてプロポーザルにて提案のうえ、目安金額を本見積もりに含めること。
- 2) 現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

##### (2) 機材調達

本業務においては、「第3 業務の目的・内容に関する事項 6-1 (7)」に記載の通り、現時点では、示された額を本見積りに含めること。また、提案する活動に対し必要な機材があれば記載し、別見積りに含めること。

##### (3) 通訳の備上

必要に応じ現地での英語～オロミア語通訳の備上を認める（本見積りに含めること）。

##### (4) プロジェクト関係者の本邦研修

本邦研修に係る経費については、「第3 業務の目的・内容に関する事項 6-1 (8)」に記載の通り、750千円（2回分合計）を本見積りに計上すること。

##### (5) 各成果の活動に関する経費

各成果の活動については、R/Dにおける活動計画（P0）も参考に必要経費を検討し（セミナー・研修実施経費等を含む）、本見積りに含めること。

##### (6) 安全対策

下記8. に記載の安全対策に必要な経費を別見積りに含めること。

#### 6. 輸出管理

- (1) 本契約において調達する機材については、基本的に現地調達を想定しているが、必要な場合は、受注者が輸出貿易管理令および輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証および証明書の取得を要するか否かを確認し、発注者に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、受注者が当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行なうものとする。

#### 7. 複数年度契約

- (1) 本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度

を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

## 8. 安全管理

- (1) 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、現地 JICA 事務所や日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同拠点と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について JICA 現地事務所と緊密に連絡をとる。
- (2) 現地業務開始後にパイロットエリアを決定する際には、JICA 現地事務所と協議し、必要な安全対策を取ること。特にオロミア州は、現時点で一部地域<sup>23</sup>が業務渡航禁止となっているため、これ以外のエリアを選定し活動する。これらを踏まえ、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

## 9. 不正腐敗の防止

- (1) 「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

## 10. 適用する約款

- (1) 本業務にかかる契約は「事業実施・支援業務」約款を適用し、消費税を不課税とする。

以 上

---

<sup>23</sup> 南東部Borena, Guji, Bale, 東部East Hararge Zone, West Hararge Zone, West Wellage Zone, East Wellage, Zone, Kelem, Wellaga Zone